

関係所属長 殿

和歌山県警察本部長

行方不明者発見活動に関する規則の解釈及び運用上の留意事項について（普通）

行方不明者発見活動については、「行方不明者発見活動に関する規則の解釈及び運用上の留意事項について（普通）」（令和3年11月17日付け生企、捜一、鑑第1582号。以下「旧通達」という。）により指示しているところであるが、引き続き、行方不明者発見活動に関する規則」（平成21年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）に基づき、運用するとともに、生活安全部人身安全対策課（以下「人身安全対策課」という。）の新設に伴い、下記のとおり改定し、令和4年4月1日から運用するので、遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 第2条

(1) 第2項第1号関係

「生命又は身体に危険が生じているおそれ」とは、既に生命又は身体に危害が加えられているおそれがある場合のほか、将来危害が加えられるおそれがある場合をいう。

(2) 第2項第2号関係

「少年の福祉を害する犯罪」とは、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第37条に規定する福祉犯をいう。

「被害にあうおそれがある」とは、行方不明後、少年の福祉を害する犯罪の被害にあう蓋然性の強いことをいう。当該蓋然性の判断については、単に本人の性別、年齢等の一般的事情のみではなく、性格、素行、言動、行方不明前後の状況、家庭環境等の個別具体的な事情により行うこと。

(3) 第2項第3号関係

「その他の事情」とは、気象条件、地形等の個別具体的な事情をいう。

(4) 第2項第4号関係

「その他の事情」とは、異性関係、家庭環境、経済状態、近隣住民との関係等の個別具体的な事情をいう。

(5) 第2項第5号関係

「精神障害の状態にあること」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する状態にあることをいう。

「危険物を携帯していること」とは、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条に規定する銃砲若しくは刀剣類、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定する火薬類又は毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物若しくは劇物等を携帯していることをいう。

「自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある」とは、性格、素行、言動、行方不明前後の状況、過去の病歴等の個別具体的な事情により、自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあることをいい、自身を傷つけ又は他人に害を及ぼす意思があるかを問わない。

(6) 第2項第6号関係

「年少者」とは、おおむね13歳以下の者をいう。

「自救能力がない」とは、当該行方不明者のみで生活する能力がないことをいう。

2 第5条

警察署長は、行方不明者発見活動に関し直接指揮するものとし、次に掲げる指揮事項について、都度、行方不明者事案指揮簿（別記様式第1号）に記載すること。

- (1) 行方不明者事案の受理
- (2) 行方不明者の手配及び登録
- (3) 行方不明者発見活動方針の樹立又は変更
- (4) 他警察署との間の行方不明者事案の引継ぎ
- (5) 行方不明者に係る資料の公表
- (6) 関係行政機関若しくは地方公共団体又は関係事業者の協力
- (7) 第24条の2第1項の規定によるDNA型鑑定（以下「DNA型鑑定」という。）の嘱託
- (8) 行方不明者の発見時の措置
- (9) その他行方不明者発見活動につき指揮を要すると認められる事項

3 第6条

(1) 第1項第5号関係

「行方不明者と社会生活において密接な関係を有する者」とは、同居人、雇主その他の行方不明者の身上、安全等を配慮する立場にある者であつて、行方不明者が確かに行方不明となっているかどうかを的確に判断できるものをいう。

(2) 各項関係

ア 本邦内を旅行中の国外居住者について行方不明者届がなされた場合には、宿泊地を居所として取り扱うこと。

イ 行方不明者が行方不明となった場所又は行方不明者届をしようとする者の住所若しくは居所を管轄する警察署長は、行方不明者届をしようとする者の利便等を考慮し、水難等の事故遭遇のおそれ等のある者に係る行方不明者届をしようとする者が現に行方不明となった場所を管轄する警察署に訪れている場合、行方不明者届をしようとする者の住所又は居所が行方不明者が行方不明となった時における住所又は居所から遠隔地にある場合、行方不明者届をしようとする者が高齢により移動が困難である場合その他特段の事情がある場合には、行方不明者届を受理すること。

4 第7条

(1) 第2項関係

警察署長は、行方不明者届を受理したときは、届出人に対し、警察が行う発見活動について正確な知識を与え、届出人から発見活動に必要な情報の提供を受けられるようにすること等のため、警察が行う発見活動の内容、発見時の措置等について説明すること。特に、第26条第1項ただし書に基づき発見等の通知をしないこと又は通知する事項を限ることがあること及び同条第2項に基づきストーカー事案等であることが判明したときは本人の同意がある場合を除き通知しないことについて説明すること。

(2) 第3項関係

行方不明者届受理票（以下「受理票」という。）の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

5 第8条

警察署長は、行方不明者届を受理したとき及び行方不明者に係る事項に変更があったときは、速やかに、生活安全部人身安全対策課長（以下「人身安全対策課長」という。）に受理票及び写真その他必要と認められる資料の写し（以下「受理票の写し等」という。）を送付すること。人身安全対策課長は、送付を受けた内容を警察本部長に報告するとともに、警察庁情報管理システムへ登録すること。

6 第9条

事案の引継ぎについては、行方不明者届引継書（別記様式第3号）に受理票等を添付して行うこと。

7 第10条

行方不明者届を受理した警察署長（引継ぎがあった場合にあっては、引継ぎを受けた警察署長。以下「受理署長」という。）は、行方不明者に係る情報を取りまとめた簿冊を備え付けるなど行方不明者に係る情報が所属において共有されるよう必要な措置をとるとともに、第21条の規定により特異行方不明者手配（以下「手配」という。）を行っている場合には、手配先の警察署長に対し取得した情報を提供するなど、発見活動に積極的に活用すること。

8 第11条

受理署長は、警察署の発見活動を主管する課又は係の責任者に、当該行方不明者が特異行方不明者に該当するか否かについての意見を報告させるとともに、第7条第1項の規定による聴取の内容、第10条の情報、発見活動を通じて得られた情報、警察署の発見活動を主管する課又は係の責任者の報告の内容等諸般の事情を総合的に勘案し、当該行方不明者が特異行方不明者に該当するか否かを判定すること。

また、判定後に情報が得られる場合があるなど行方不明者に係る状況は変化することから、受理署長は、随時、当該行方不明者が特異行方不明者に該当するか否かを判定すること。

9 第14条

受理署長は、届出人その他関係者から行方不明者に係る資料の提出を受ける場合は、事前にその内容、数量等について指導すること。

また、公表の必要がなくなった場合には、速やかに、公表した資料の回収・削除等を行うこと。

10 第15条

- (1) 受理署長から受理票の写し等の送付を受けた人身安全対策課長は、行方不明者届を受理した日から1月を経過しても当該行方不明者届に係る行方不明者が発見されないときは、身元不明死体の情報との対照のため、刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）に対し、受理票の写し等を送付すること。
- (2) 受理票の写し等の送付については、遅延なく行うこととし、人身安全対策課の行方不明者発見活動に係る業務を担当する課長補佐又は係長が、審査責任者としてその経過について審査を行い、受理票（乙）の送付者欄に押印すること。
- (3) 受理票の写し等を送付するときは、行方不明者届受理票（写）・迷い人票・身元不明死体票送付書（別記様式第4号）を添付すること。
- (4) 受理票の写し等を送付する際にあつては、人身安全対策課において保管する受理票綴り等の索引簿等に送付記録を記載する等その処理経過を明らかにすること。

11 第16条

身元不明死体票の様式は、別記様式第5号のとおりとし、これを送付するときは、行方不明者届受理票（写）・迷い人票・身元不明死体票送付書を添付すること。

また、送付に当たっては、その経過を明らかにするため身元不明死体票作成処理簿（別記様式第6号）に必要な事項を記入すること。

12 第17条

鑑識課長は、受理票の写し等及び身元不明死体票の整理、保管に当たっては、次の区分及び順序により行うこと。

- (1) 男女別
- (2) 行方不明又は死亡年（推定）
- (3) 行方不明者の年齢又は死亡者の年齢（推定）
- (4) 行方不明又は死亡月日（推定）

13 第19条

- (1) 生活の本拠を離れ、その身元が明らかでない者（以下「迷い人」という。）を発見したときは、発見した警察職員が迷い人票（別記様式第7号）を作成し、発見した警察署の行方不明発見活動担当課において、当該迷い人の年齢、人着、土地鑑等に基づき行方不明者照会を実施するとともに、行方不明者届受理票（写）・迷い人票・身元不明死体票送付書を添付の上、人身安全対策課長に送付し、当該迷い人について行方不明者届がなされていないかどうか確認すること。
- (2) 他の警察署及び県外に対する照会は、人身安全対策課長を通じて行うこと。
- (3) 人身安全対策課長は(2)により迷い人の照会依頼を受けたときは、行方不明者情報照会を行うとともに迷い人照会書（別記様式第8号）を作成し、依頼する他都道府県警察本部に対し照会を実施し、当該迷い人について行方不明者届がなされていないか確認すること。
- (4) 迷い人についての確認後、警察署長は、当該迷い人を関係機関に引き継ぐこと。

14 第21条及び第22条

- (1) 第1項関係

「立ち回り見込先」とは、友人宅等の行方不明者の立ち回りが予想される場所をい

う。

「立ち回り見込地域」とは、行方不明者の立ち回りが予想される地域であって、おおむね市区町村以下の範囲のものをいう。

「就業が予想される業種等」とは、行方不明者が就業していると予想される業種、宿泊先又は居住先等の当該地域において発見活動を行う上で参考となる事情が判明していることをいう。

(2) 各項関係

ア 手配については、当該特異行方不明者の要保護性、危険性、事案の重大性、特異行方不明者を発見する手掛かりの有無等を勘案し、手配を受けた警察署長が当該特異行方不明者を発見することが期待できる場合に行うこと。

イ 受理署長は、立ち回り見込先又は立ち回り見込地域を管轄する警察署長に対し、受理票の写し等を添付の上、特異行方不明者手配書（別記様式第9号）により手配を行うこと。

この場合、あらかじめ人身安全対策課長を通じ警察本部長に報告した後、直接に、又は人身安全対策課長を通じて行うこと。

ウ 特異行方不明者について、その発見に資する手掛かりがなく手配ができない場合においても、行方不明となった状況等から、当該特異行方不明者の生命又は身体に重大な危険が生じている可能性が高く、かつ、緊急性がある場合には、警察本部長を通じて他の都道府県警察に対し、当該特異行方不明者の発見活動への協力の要請を行うことができることに留意すること。

15 第24条の2

(1) 届出人からDNA型鑑定の求めがあったときは、当該届出人から申立書（別記様式第10号）を徴するものとする。

(2) 受理署長は、DNA型鑑定を囑託しようとするときは、第24条の2第1項各号に掲げる資料（以下「特異行方不明者等資料」という。）のいずれかの提出を受け、刑事部科学捜査研究所長（以下「科学捜査研究所長」という。）に鑑定囑託するものとする。この場合において、特異行方不明者等資料を提出する者から同意書（別記様式第11号）を徴するものとする。

(3) 科学捜査研究所長は、特異行方不明者等資料に係るDNA型鑑定を行い、特定DNA型が判明したときは、当該DNA型記録を作成し警察庁刑事局犯罪鑑識官（以下「警察庁犯罪鑑識官」という。）に送信するとともに、その旨を人身安全対策課長に通知すること。また、警察庁犯罪鑑識官から対照結果の通知を受けた場合は、確認後直ちに当該通知内容を受理署長及び人身安全対策課長に通知すること。

(4) 受理署長は、鑑定資料に残余が生じた場合には、当該鑑定資料の残余を届出人等に返却するものとする。この場合において、受理署長は、その返却を受けた者から受領書（別記様式第12号）を徴するものとする。

16 第25条

届出人に対する発見の通知の要否は受理署長により判断されることが適当であることから、行方不明者を発見し、又はその死亡を確認した場所を管轄する警察署長は、行方不明者に対し届出人への連絡を促すなどの措置をとり、自らは届出人その他関係者に連

絡しないこと。

なお、保護を要する行方不明者を発見した場合は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第3条、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条等に基づく保護又は警察法（昭和29年法律第162号）第2条に基づく保護を行うこと。

また、行方不明者を発見し又はその死亡を確認した場所を管轄する警察署長は、行方不明者発見票（別記様式第13号）を作成するとともに、第25条第4項の通知を行う際に、受理署長に対し、その写しを送付すること。

17 第27条

行方不明者が発見されたとき、その死亡が確認されたときその他行方不明者に係る記録の保管の必要がなくなつたと認められるときは、警察庁情報管理システムに保存されている行方不明者に係る情報を抹消する必要があることから、受理署長は人身安全対策課長を通じてその旨を確実に報告すること。

また、当該行方不明者に係るDNA型記録を警察庁犯罪鑑識官に送信している場合は、警察庁犯罪鑑識官が保存する特異行方不明者等DNA型記録を抹消する必要があることから、受理署長は人身安全対策課長に当該行方不明者に係るDNA型鑑定を嘱託している旨を確実に報告すること。

18 第28条

警察署長から鑑識課長への報告は、人身安全対策課長を経由して行うものとし、警察署長から報告を受けた人身安全対策課長は、行方不明者届受理票（写）・身元不明死体票削除通報書（別記様式第14号）により鑑識課長に報告するものとする。

当該行方不明者に係るDNA型鑑定を実施している場合は、その旨を確実に記載すること。

19 第29条

特異行方不明者手配解除通報書の様式は、別記様式第15号のとおりとする。

（別記様式省略）